

京都府男女共同参画推進条例（仮称）

の制定に向けての提言

2003年（平成15年）9月

京都府女性政策推進専門家会議

目 次

- 提言に当たって 1
- 提言の取りまとめに当たっての視点 4
- 京都府男女共同参画推進条例（仮称）の制定に向けての
21の提言 5
- 「条例の制定に向けた府民意見交換会」の概要 16

提言に当たって

我が国においては、日本国憲法において個人の尊重（第13条）と法の下での平等（第14条）を保障するとともに、女性への差別を撤廃し、男女平等原則を具体化するための国際条約である「女子差別撤廃条約」を1985年（昭和60年）に批准し、男女平等の実現に向けた取組が進められてきました。

しかし、現実には、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどの女性に対する深刻な暴力や、性別による雇用機会差別や待遇差別、子育てや介護の大半を女性が担っている状況など、真に男女平等な社会を実現していく上で多くの課題が残されています。国連開発計画2003年「人間開発報告書」によれば、男女共同参画による国の成熟度を示すGEM（ジェンダーエンパワーメント測定）（※）が70カ国中44位でしかないなど、女性の能力を発揮する機会が十分でない状況にあります。

一方、少子高齢化の進展や国内経済活動の成熟化などの我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応し、豊かで活力ある社会をつくっていく上でも、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は緊要な課題となっています。

こうしたことから、1999年（平成11年）6月に男女共同参画社会基本法が施行され、その実現に向けた取組が総合的・計画的に進められるとともに、京都府においても、2001年（平成13年）4月にその法定プランとして「新KYOのあけぼのプラン」が策定され、これまで様々な取組が進められてきました。

今、男女共同参画社会の実現に向けた歩みをより確かなものとし、京都府において、いっそう効果的な取組を総合的に進めていくためには、男女共同参画の推進に向けた条例を制定し、府、府民、事業者などが一体となった総合的な取組を進めていくことが必要となっています。

京都府女性政策推進専門家会議では、昨年5月に、京都府知事から条例制定に向けた意見書の検討依頼を受け、これまで7回にわたって、条例に盛り込むべき内容などについて検討を重ねるとともに、府民の皆様や女性団体との意見交換会を行い、本日、ここに提言を取りまとめました。

この提言の趣旨が生かされ、男女共同参画社会の実現に向けた京都府の条例が、よりよいものとなるよう期待します。

2003年（平成15年）9月1日

京都府女性政策推進専門家会議

(※) GEM (ジェンダーエンパワーメント測定)

GEMとは、女性が積極的に経済界や政治生活に参加し、意思決定に参加できるかどうかを図る指数。具体的には、女性の所得、専門職・技術職に占める女性の割合、行政職・管理職に占める女性の割合、国会議員に占める女性の割合を用いて算出している。

京都府女性政策推進専門家会議の開催状況

開催日	内 容
2002年 5月14日	第1回 京都府女性政策推進専門家会議 ○ 京都府から、男女共同参画推進条例制定に向けた意見書の検討を依頼 ○ 積極的改善措置、個人で営む事業における男女共同参画、相談体制・苦情処理のあり方などについて検討
6月24日	第2回 京都府女性政策推進専門家会議 ○ 条例の名称、男女平等と共同参画の位置づけ、事業者等の責務、雇用の分野における男女共同参画などについて検討
7月18日	第3回 京都府女性政策推進専門家会議 ○ 条例の目的、理念、京都の地域特性、京都らしさ、府民の責務、男女の性についての理解などについての検討
8月 7日	第4回 京都府女性政策推進専門家会議 ○ 性別による人権侵害の禁止、情報に関する留意事項、積極的改善措置、年次報告などについて検討
8月26日	第5回 京都府女性政策推進専門家会議 ○ これまでの検討内容の総括と、府民意見交換会の実施について
8月28日	府民意見交換会①—京都府女性団体懇話会 (会場：京都府女性総合センター／参加者：府内女性団体・21団体)
9月17日	府民意見交換会②—地域女性エンパワーメントセミナー (会場：京都府女性総合センター／参加者：200人)
10月 1日	府民意見交換会③—京都府連合婦人会ヤングリーダー研修 (会場：京都府女性総合センター／参加者：135人)

開催日	内 容
10月12日	府民意見交換会④—KYOのあけぼのフェスティバル (会場：京都府女性総合センター／参加者：150人)
10月15日	府民意見交換会⑤—条例制定に向けての意見交換会 精華町会場 (会場：精華町交流ホール／参加者：60人)
11月16日	府民意見交換会⑥—条例制定に向けての意見交換会 久美浜町会場 (会場：JA丹後 久美浜支店／参加者：50人)
}	事務局において、府民意見・各種団体要望等の取りまとめ
2003年 3月28日	第6回 京都府女性政策推進専門家会議 ○ 府民意見・各種団体要望等の提言への反映
}	専門家会議委員で構成する起草委員会による提言素案作成
8月29日	第7回 京都府女性政策推進専門家会議 ○ 提言の取りまとめ

京都府女性政策推進専門家会議 委員名簿

役 職	氏 名	現 職
座 長	筒 井 清 子	京都産業大学名誉教授
副 座 長	上 杉 孝 實	龍谷大学文学部教授
委 員	有 賀 や よ い	精神科医
委 員	伊 藤 公 雄	大阪大学大学院人間科学研究科教授
委 員	金 谷 千 慧 子	女性と仕事研究所代表
委 員	木 下 明 美	ジャーナリスト
委 員	小 濱 隆 嗣	京都経営者協会専務理事
委 員	斉 藤 弥 生	大阪大学助教授
委 員	土 田 道 夫	同志社大学法学部教授
委 員	古 橋 工 ツ 子	花園大学社会福祉学部教授
委 員	三 好 克 之	京都新聞社論説委員
委 員	米 林 安 子	京都府消費生活科学センター相談員

提言の取りまとめに当たっての視点

私たちは、この提言の取りまとめに当たって、以下の内容に留意しつつ検討を行ってきました。これらは、いずれも男女共同参画社会の実現に向けた施策の基本的な視点となるものであり、今後、府における条例の制定に当たっては、これらの視点を踏まえたものとされるよう期待します。

視点1 男女共同参画社会における個人と家庭生活について

「家族の危機」が叫ばれる現在、家庭における「人と人との絆の再生」の必要性が問われており、家庭を営む男女が相互に相手を思いやり、また、対等なコミュニケーションを通じて、ともに家族の一員としての役割や責任を円滑に果たす生き方が求められています。

男女共同参画社会の実現に向けた取組は、個人の生き方の選択肢をひろげ、男女が自立した個人として、お互いに支え合いながら、家庭を大切にし、人と人とのつながりをさらに高い次元へ高めることに結びつくものと考えます。

視点2 府、府民、事業者等と男女共同参画社会との関わりについて

男女共同参画を推進していくためには、府の取組はもちろんのこと、府民や多くの女性団体、NPO（非営利活動団体）等民間の団体、事業者の主体的な取組と、相互の連携・協働が必要です。行政から一方的に課せられるものではなく、府民、事業者などそれぞれの自主的な取組が促進されるような方向性が必要と考えます。

視点3 京都の地域特性、京都らしさについて

京都は古くから、伝統を大切にする一方で、進取の気質に富み、伝統だけに縛られず、常に新たな創造につなげてきました。また、文化の都として様々な都市と交流するなど、国際性も豊かです。

条例においても、このような特性を生かし、伝統や文化を大切にするとともに、世界女性会議などの国際的な動きとも連携しながら、京都らしい男女共同参画社会を実現していくような方向性が求められます。

京都府男女共同参画推進条例（仮称）の制定に向けての 21 の 提 言

提言 1 条例の名称について

条例の名称については、条例の目的や理念をわかりやすく示したものとする必要があります。

これまでに実施した府民意見交換会では、基本法の名称と同じ「男女共同参画」を条例の名称に用いるべきという意見がある一方で、性別による差別に着目し、真の男女平等を実現するという観点から「男女平等条例」にすべきという意見もありました。

本専門家会議では、憲法に規定する男女平等の実現を当然の前提とした上で、さらに、男女が各人の個性に基づいて能力を十分に発揮できる機会を保障することが大切であること、また、男女平等を実質的に実現するためには、あらゆる分野における意思決定過程への参加、すなわち「参画」が極めて重要であり、この点を強調する必要があることなどから、「京都府男女共同参画推進条例」という名称が適当と考えますが、今後、幅広い議論が行われ、広く府民の理解と共感が得られる名称とされることを期待します。

提言 2 前文について

前文には、府の地域特性、京都らしさを踏まえつつ、条例制定の背景や趣旨、意義などについてわかりやすく説明し、男女共同参画を推進していく上での府、府民、事業者等の決意を示していくことが必要です。

そこで、前文の検討に当たっては、次の事項を参考とされることを提言します。

- 国内外の様々な取組にもかかわらず、女性に対する深刻な暴力や、男女の雇用機会差別や待遇差別など、男女平等の実現には、依然として課題が残されていること。
- 一方、少子高齢化の進展、経済活動の成熟化等の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が家族の一員としての役割や責任を円滑に果たすとともに、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が緊要な課題となっていること。
- 京都は、美しく豊かな自然や、1200年の都を擁し、歴史に培われた伝統・文化、学術・研究機能の集積や多彩で特色ある産業などを有しており、

このような地域特性を生かした京都らしい男女共同参画社会を築いていくこと。

- 男女共同参画社会の実現に向けた取組は、あらゆる場において、男女が心と心で結びあい、支え合いながらお互いの存在を高め合い、豊かな関係を築いていくものであること。
- 男女共同参画を推進していくためには、府、府民、事業者等が一体となった、総合的・計画的な取組が不可欠であること。

提言 3 目的について

条例の目的については、次の事項を盛り込むことを提言します。

- 男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、府・府民・事業者等の責務を明らかにすることにより、一体となった取組を進めること。
- 府の施策の実施にあたり必要な事項を定めることにより、男女共同参画社会づくりを総合的・計画的に進めること。

提言 4 定義について

条例に用いる言葉については、その定義を、府民にわかりやすく示していく必要があります。

そこで、男女共同参画社会基本法第2条に定義づけられている「男女共同参画社会の形成」及び「積極的改善措置」に加えて、「ドメスティック・バイオレンス」及び「セクシュアル・ハラスメント」については、女性に対するあらゆる暴力を防止する観点から、DV防止法や男女雇用機会均等法の規定を超えた幅広い暴力を対象とし、条例において定義づけることを提言します。

- 男女共同参画
男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと。
- 積極的改善措置
社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会

を積極的に提供すること。

- ドメスティック・バイオレンス
夫婦間及び恋愛関係等親密な関係にある男女間で行われる暴力的行為
- セクシュアル・ハラスメント
相手の意に反する性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は相手の意に反する性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えること。

提言5 基本理念について

基本理念は、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めていく上で、最も基本となる考え方を示すものであり、男女共同参画社会基本法に規定されている基本理念を踏まえたものとしていく必要があります。

そこで、次の6つの基本理念を条例に盛り込むことを提言します。

- 男女の人権の尊重
男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の性別による差別をなくし、男女が個人として能力を発揮する機会を確保すること。
- 社会における制度又は慣行についての配慮
性別による固定的な役割分担にとらわれず、男女が様々な活動を選択できるよう、社会における制度や慣行のあり方を、男女の活動の選択に対してできる限り中立なものとするように配慮すること。
- 政策等の立案及び決定への共同参画
男女が、社会の対等なパートナーとして、様々な方針の立案・決定に参画できる機会を確保すること。
- 家庭生活における活動と他の活動の両立
男女が相互の協力と社会の支援の下に、子育てや介護などの家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、自らの意思によって仕事や学習、地域活動などができるようにすること。
- 男女の性についての理解
男女が互いの性について理解を深め、基本的に、妊娠又は出産に関する事項に関し双方の意思が尊重され、生涯にわたり、ともに健康な生活を営むことができるようにすること。
- 国際的協調
男女共同参画の推進は、国際社会の取組と密接な関係を有していることから、国際的な連携の下に行っていく必要があること。

提言6 府・府民・事業者等の責務について

男女共同参画の推進に関する取組については、行政の積極的なリーダーシップはもちろんのこと、府、府民、事業者等が、男女共同参画社会の一員としての自覚の下に、主体的に取り組んでいく必要があります。

そこで、次のように府、府民、事業者等の責務について規定を設けることを提言します。

- 府は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的、計画的に実施するとともに、市町村との連携に努めること。
- 府民は、男女共同参画について理解を深め、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の実現に寄与するとともに、男女共同参画の推進に関する府の施策に協力するよう努めること。
- 事業者は、その事業活動に際し、男女共同参画社会づくりを担う主要な構成員であるとの自覚の下に、男女共同参画社会の実現に寄与するとともに、男女共同参画の推進に関する府の施策に協力するよう努めること。
- 府、府民、事業者は、男女共同参画の推進のため、相互に協働、協力に努めること。
- 事業者として認識されにくい団体等の責務規定を設けること。

提言7 男女共同参画計画について

都道府県は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的・計画的な実施を図るため、男女共同参画社会基本法の規定により、男女共同参画計画を定めることとされています。府・府民・事業者等が一体となった取組を進め、この計画を実効あるものとするためには、府民の意見を十分踏まえる必要があります。

そこで、次の事項を条例に盛り込むことを提言します。

- 府は、施策の推進に関しての計画を策定すること。
- 計画を策定・変更するに際しては、府民の意見を反映するよう努めるとともに、審議会の意見を聴取すること。

提言 8 積極的改善措置について

男女平等を保障する法制度の整備にもかかわらず、「特定の分野に女性の参画が進んでいない」、「管理職の大半は男性が占めている」など、現実には男女間の格差が多く存在しているため、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組により、女性の参画を積極的に促進していくことが求められています。

また、府における審議会などの附属機関等においても、数値目標を定めるなどして、積極的に女性委員の登用を図り、行政先行でモデルを作っていくべきです。

これらを踏まえ、次の事項を条例に盛り込むことを提言します。

- 府は、雇用の分野をはじめ様々な分野で積極的改善措置が浸透するように支援・協力を行うこと。
- 府は、自ら積極的改善措置に取り組むこと。
- 府は、審議会等の委員の委嘱に当たっては、積極的改善措置を講じることにより、できる限り男女の均衡を図ること。

提言 9 雇用・起業の分野における男女共同参画の推進について

事業者は、男女共同参画社会づくりを担う主要な構成員であるとの自覚の下、男女雇用機会均等法などの女性の社会進出を支える法律を遵守するとともに、法に基づく諸制度が定着していくよう、主体的に活動することが求められています。

また、府民意見でも、働き続けられる環境整備と同時に、子育てが一段落したときに社会で自分の能力を発揮できる仕組み作りの必要性について指摘されており、府においても、結婚・出産・家庭の在り方などについて、男女のライフステージに応じた多様性が尊重され、また、個人としての能力を発揮する機会が確保されるよう、職業能力の形成、開発等の支援措置を講じるとともに、「起業」支援に向けた取組も必要であると考えます。そこで、次の事項を条例に盛り込むことを提言します。

- 事業者は、雇用の分野において、男女共同参画を推進するため、男女が個人として能力を発揮する機会の確保やセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取組、家庭生活と仕事との両立を支援する取組等を行うよう努めなければならない。
- 府は、事業者の上記の自主的な取組を支援するとともに、事業者における男女共同参画の推進に向けた取組が促進されるよう必要な措置を講じること。
- 府は、男女の生涯を通じた職業能力の開発及び再就職の円滑化に向けた措置を講じるとともに、起業を支援するため必要な措置を講じること。

提言 10 個人で営む事業における男女共同参画の推進について

府が平成11年に実施した意識調査で、農林水産業、小売業等の個人で営む事業において、6割近くの女性が「女性は業務上の仕事と家事の区別がしにくく負担が大きい」、また、4割近くの女性が「女性は仕事上の対価としての賃金、給与が正当に支給されにくい」と回答しています。また、府民意見交換会でも、家族みんなが対等に話し合い、それぞれが納得した経営、暮らし方をする家族の和こそが経営向上に不可欠であるとする意見が寄せられています。

そこで、個人で営む事業における男女共同参画に向けて、啓発、相談等、必要な環境整備を図り、家庭生活とこれらの事業との両立が安心して進められるよう、次の事項を条例に盛り込むことを提言します。

- 府は、農林水産業、小売業等の個人で営む事業における男女共同参画の推進のために必要な環境整備を図るものとする。

提言 11 家庭生活に関する支援について

子育てや介護などは、私たちが安心して家庭生活を営み、また高齢期を送る上で欠かすことのできない重要な役割ですが、その多くを女性が担っている現状にあります。一方、核家族化や高齢化の進展によって、こうした役割を円滑に果たすことは難しくなっており、働く女性のみならず、専業主婦にとっても大きな負担となっています。

家族を構成する男女が、相互に協力し、安心して子育てや介護を担えるよう、男性も、従来の仕事中心のライフスタイルや家庭生活、地域との関わり方などを見直すとともに、「子育てや介護などは、家庭・学校・地域など社会全体がともに担う」という認識に立って、保育・介護サービスの充実や適切な情報提供などの社会的支援の充実が必要と考えます。

そこで、次の事項を条例に盛り込むことを提言します。

- 府は、家族を構成する男女が、互いに協力し、子育てや介護などの家族の一員としての役割を円滑に果たすことができるよう、保育・介護サービスの充実や情報提供その他の必要な措置を講ずること。

提言 1 2 京都における文化・産業の振興について

京都は、日本の文化の中で大きな役割を果たしてきました。また、多くのノーベル賞受賞者を輩出してきた先端的な学術・研究機能の集積や多彩な産業など、すばらしい発展力を有しています。

歴史的に見て、京都の女性は、文学等における先駆的な活躍はもとより、実に様々な商いや生産活動・文化活動にいきいきと携わってきました。産・学・官の連携や府民の様々な交流を通して、男女の持てる力を十分に発揮することにより、こうした京都の有する発展力を生かし、文化や産業の振興を図り、地域の活性化を行うことが望めます。

そこで、次の事項を条例に盛り込むことを提言します。

- 府は、男女が持てる力を十分に発揮し、京都における文化の継承・発展や新たな創造に寄与できるよう、様々な分野における文化的活動や科学技術の分野などにおける先端的活動等に携わる府民の交流機会の充実等、必要な措置を講じること。

提言 1 3 府民等の活動に対する連携及び協働について

府民や多くの女性団体、NPO（非営利活動団体）をはじめとした民間の団体は、自主的な地域活動や、子育て支援をはじめとする様々な活動を展開するなど、男女共同参画の推進に大きな力を発揮しています。こうした女性団体やNPO等民間団体の自主的な取組がより大きな力を発揮できるよう、行政との協働・協力関係を構築していくことが必要であり、次の事項を条例に盛り込むことを提言します。

- 府は、男女共同参画の推進のため、府民や女性団体、NPO（非営利活動団体）等民間の団体との連携及び協働を推進し、必要な措置を講じること。

提言 1 4 性別による人権侵害の禁止について

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメントの被害者は圧倒的に女性が多く、その被害は表面化しにくく、社会の理解も十分とは言えないことなどから、個人の問題としてとらえられてしまうこともあります。国の男女共同参画基本計画にも規定されているように、これらの暴力は多くの人の人権にかかわる社会的な問題であるとともに、男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上

下関係など、我が国の男女が置かれている状況等に根差した構造的な問題として把握し、対処していくべきです。

こうしたことから、次の事項を条例に盛り込むことを提言します。

- あらゆる場において、性別を理由とする差別的な取扱いをしてはならないこと。
- セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスの禁止は、圧倒的に被害が女性に多い現状や男女のおかれている社会の構造的な問題に留意しつつ、両性を対象とすること。
- DV法の規制だけでなく、パートナーの間の身体的、精神的、性的暴力等あらゆる暴力的行為を規制の対象とすること。

提言 15 情報に関する留意事項について

新聞、テレビをはじめとしたメディアにおける情報発信は、人々の意識や行動、社会の規範や文化に大きな影響を与えます。メディアにおいては、自律の原則により放送番組の編集等が行われていますが、現実には、性の商品化や女性に対する暴力的な描写など、メディア上の性差別的な情報が依然として見受けられます。このため、メディア等において、男女共同参画の観点からの自主的かつ自律的な取組をいっそう促進することが必要であり、次の事項を条例に盛り込むことを提言します。

- 何人も、公衆に表示する情報において、女性に対する暴力等を助長し、又は連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならないこと。

提言 16 府民等の理解を深めるための措置について

基本法や条例の理念等が正しく府民に理解されるためには、各種の情報提供や広報活動、教育・学習の充実等が大変重要であり、府民からも、広報・啓発や教育・学習機会の充実の必要性に関する意見が多数寄せられています。また、様々な情報が氾濫する今日、それらの情報が男女共同参画の推進に大きな影響力を有することにかんがみ、情報をそのまま「鵜呑み」にすることなく、何が真実かを主体的に判断・評価することが大切であり、こうした「情報を読み解く能力の向上」を図ることも求められます。

そこで、次の事項を条例に盛り込むことを提言します。

- 府は、情報提供や広報活動を通じて、男女共同参画の正しい理解が深まるよう、あらゆる分野において適切な広報、啓発を進めること。
- 府は、学校教育及び社会教育等において人権尊重、男女共同参画の推進を図ること。
- 府は、府民が男女共同参画の視点に立って「情報を読み解く能力の向上」を図る取組に、必要な協力・支援を行うこと。

提言 17 拠点施設の機能の充実について

府においては、男女共同参画社会づくりに係る情報発信や相互交流などの拠点施設として、「京都府女性総合センター」を1996年（平成8年）に開設し、「^{きよ}の^うのあけぼの大学」などの講座や女性相談事業を実施されています。

意欲と能力ある男女、特に女性が活躍できるよう、キャリア・アップや各種チャレンジ支援に向け、今後さらに同センターの機能を充実し、各種情報発信、関係機関とのネットワークの構築等、様々な取組を実施していくことが必要と考えます。

このため、次の事項を条例に盛り込むことを提言します。

- 府は、男女共同参画の推進に関する活動の拠点施設の機能の充実を図ること。

提言 18 財政上の措置について

男女共同参画の推進に関する施策を実施するためには、当然、財政的措置が必要です。財政上の措置を条例に位置づけ、府としての施策の推進に対する姿勢を明らかにすることを提言します。

- 府は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずること。

提言 19 調査研究・年次報告について

施策を総合的かつ効果的に実施するためには、男女共同参画の現状について調査研究し、課題を的確に把握することが必要です。また、その成果は広く府民等が活用できるよう公表していくことが必要であり、次の事項を条例に盛り込むことを提言します。

- 府は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進すること。
- 府の現状及び施策の実施状況等を明らかにする年次報告を作成し、公表すること。

提言 20 苦情処理について

府が実施する男女共同参画に関する施策についての府民からの苦情、提案等については、実際に施策の改善に反映されるような仕組み作りが必要です。

また、男女共同参画に関する府民からの相談及び申出（苦情の処理）については、多岐にわたる苦情の内容を的確に把握・整理した上で、関係機関と連携を図りながら権限ある機関に引き継ぐなど、適切な対応をする相談体制の充実が重要であり、次の事項を条例に盛り込むことを提言します。

- 府民は、男女共同参画に関する府の施策についての苦情があるときは、府に申し出ることができるものとする。
- 府は、府民の申出を適切に処理すること。
- 府は、男女共同参画に係る私人間の苦情について、他の機関と連携を図りつつ、相談体制を充実させること。

提言 21 審議会の設置について

府では、「新^{きょう}Y^よO^うのあけぼのプラン—京都府男女共同参画計画」を推進するにあたり、今後の社会経済情勢等の変化に対応して、府が取り組むべき諸課題及びその方策について幅広く意見を求めるため、有識者で構成する「京都府女性政策推進専門家会議」を要綱設置されています。

男女共同参画を推進するためには、こうした審議会を条例に基づく附属機関としてしっかりと位置づけ、その権限を条例で明確に規定していくことが重要であり、次の事項を条例に盛り込むことを提言します。

- 府は、附属機関としての審議会を設置すること。
- 審議会は、知事の諮問に応じて、男女共同参画の推進に関する基本的、総合的施策及びその他の重要事項を調査審議すること。
- 審議会は、男女共同参画の推進に関し、必要があると認めるときは府に意見を述べるものとする。

「条例の制定に向けた府民意見交換会」の概要

京都府女性政策推進専門家会議では、条例制定に向けての提言の検討の一環として2002年（平成14年）8月28日から11月16日にかけて計6回の意見交換会を開催しました。600人を超える府民の皆様にご参加いただき、条例制定への期待や男女共同参画社会実現への思いなど、計216にわたる多くのご意見をいただきました。

いただいたご意見は、本提言の取りまとめに当たって、貴重な検討資料とさせていただきます。また、府においても、今後の条例の検討に生かされるよう期待します。

（府民意見交換会の開催状況と参加者・意見数）

開催日	名 称	参加者数	意見数
8月 28日	京都府女性団体懇話会	21団体	30
9月 17日	地域女性エンパワーメントセミナー	200人	21
10月 1日	京都府連合婦人会ヤングリーダー研修	135人	81
10月 12日	KYOのあけぼのフェスティバル	150人	52
10月 15日	条例制定に向けての意見交換会 精華町会場	60人	26
11月 16日	条例制定に向けての意見交換会 久美浜町会場	50人	6
計		616人・団体	216

（内容別意見数）

内 容	意見数
条例の名称に関するもの	11
条例の目的や理念に関するもの	22
府・府民・事業者等の責務に関するもの	8
積極的改善措置に関するもの	8
働くことや家事・育児等との両立に関するもの	30
DV等の暴力、性別による人権侵害に関するもの	7
広報・啓発・教育に関するもの	63
その他（上記以外の施策、条例全般について等）	67
計	216

<府民意見交換会でいただいた主なご意見>

条例の名称について

- 女子差別撤廃条約の立場で、あらゆる女性に対する差別をなくすということで、条例の名称には「男女平等」を入れてほしい。
- 実質的平等を目指す理念を名称に明記してほしいので、名称は「男女平等条例」がよい。
- 長い間、「平等」を謳^{うた}っていたが男女平等にならなかった。「平等」から「参画」になったことで、本当の意味での男女平等に近づいてきたように感じる。男女が互いを認め合って進めていくという意味でも「共同参画」がよいと思う。
- 「男女共同参画」という言葉が定着してきたところであり、名称としてはよいと思う。
- 愛称を募集し、実のある条例にしてほしい。

条例の目的・理念について

- 互いの個性や性質を生かし、男女が共に社会を作ることが重要である。
- 男女が公正に一人の人として生きていける社会の実現を目指してほしい。
- 条例の目的、理念の中には、「平等性の実現」というものを絶対に踏まえてほしい。
- 基本は、男女に関係なく、人間として個人として生きていることへの強い独立意識である。これは、欧米と比べて、日本ではなかなか根付いていない部分であるが、この意識の高まりなしには、真のパートナーシップは難しいと思う。
- 日本の社会はまだまだ男性社会であり、社会慣習を昔のまま引きずっている。一日も早く、そういう社会慣習を払^は拭^ふしていただけるように願いたい。
- 諸外国では女性が重要なポストにつき、しっかりと活動されている姿が目につくが、日本では、国、地方公共団体ともまだまだ少ない。
- 男性も女性も家事に平等にかかわり、協力しあうことが必要。
- 母親による子どもの虐待は、夫にも責任がある。男女共同参画によって、男性も子育てに協力できることが必要。

府・府民・事業者等の責務について

- 男女共同参画社会の実現のためには、行政、事業者のこれからの取組が必要。責務を明らかにし、実効性、拘束力を持たせてほしい。
- 行政の積極的なリーダーシップが重要。

- 事業者責務を積極的に規定してほしい。
- 男女共同参画とは、個人がしっかりと自覚して考えて作っていくものだと思う。
- 女性が自分の地位向上と意識改革に取り組んで、先ず自分の身のまわりから積極的に取り組んで行くことが大切。
- 府・府民・事業者が一体となった取組が非常に大切。

積極的改善措置について

- 府や市町村、事業者のポジティブ・アクションを明記してほしい。
- 思い切ったポジティブ・アクションが大切である。例えば京都府はクォーター制を導入するなどの措置が必要。
- 政策決定の場や審議会への女性の登用に努め、男女が均衡となるように、条例に明記していく必要がある。日本では、女性の能力の開発は進んでいるものの、その能力を発揮する機会は十分ではないと思う。

働くことや家事・育児等との両立について

（事業者の取組）

- スウェーデンのように、男性にも育児休暇や介護休暇がとりやすいような制度の見直しや事業所の支援、社会意識の改革が必要。これは少子化対策にも繋がるものであり大切。
- 若い母親たちは、夫と2人で子育てをしたいと思っているが、実際には、企業で働く男性は、本当に残業が多く、子育てしたいと思ってもできないというのが、今の実態だと思う。育児休業や休暇の制度はあるが、実際はなかなか取れない。条例の中には、事業者の責務を厳しく規定してほしい。
- 男性の労働時間の短縮が必要。
- 事業者の取組を厳しくチェックできるような規定を是非入れてほしい。

（子育て・両立支援）

- 子どものいる女性が安心して働けるよう保育所、学童保育の充実が必要。
- 結婚で会社を退職すると、パートしか雇用がない。子供を産みたくても、会社を退職するわけにはいかない。安心して預けられる保育施設がたくさんほしい。
- 家事・育児・介護などの家庭の責任を、女性の役割として決めていた固定観念がいまだに解消されず、共働きの家庭でも、家事は妻が行うという実態がある。女性と男性が共に安心して働き続けられる環境整備が必要。

（女性の就業・再就職支援）

- 職業教育、退職後の再教育等が受けられる能力開発センターを設置してほしい。

- 出産・育児でキャリアが中断した女性の就業を、インターネットなどを活用し情報提供の面で支援してほしい。
- 働き続けることのできる環境整備と同時に、子育てが一段落したときに、社会で自分の能力を発揮できる仕組み作りが必要である。

DV等の暴力、性別による人権侵害について

- ドメスティック・バイオレンスやセクハラなど、性別による身体的・精神的な暴力を禁止する規定が必要。
- 女性に対するさまざまな暴力の実態がある。そのような女性の助けになるような条例を作してほしい。

広報・啓発・教育について

- 根強く残っている男女の役割分担意識の解消が必要。
- 情報やメディアがもたらす影響は非常に大きく、男女共同参画に妨げとなるものには歯止めをかけてはどうか。公共のチラシやポスターにも、固定的役割意識のあるものをなくしていくことを盛り込んでいく必要がある。
- 女性の意識を変えることとともに、男性の意識を変えてくことも重要。
- 家庭を中心として、学校や地域、職場で、男女平等の教育や啓発を推進していくことが必要。
- 子どもを育てる上でも「男らしさ」「女らしさ」ではなく、「その子らしさ」を大切にしなければならない。

その他（上記以外の施策、条例全般について 等）

- 働いている女性と同様に、職業を持たなくとも様々な活動を行っている女性の存在について条例に盛り込んでほしい。女性団体の活動支援にもつながるし、女性の存在を認めることにもつながる。
- 意見や苦情等処理する体制作りや相談の窓口の設置が必要。
- 府の財政措置を明記してほしい。
- 条例作りを含めた男女共同参画の取組について、もっとPR活動が大切。
- 条例は、誰にでもわかりやすく身近なもので、実効性のあるものにしてほしい。「私たちの条例は素晴らしい」と言えるような条例作りを進めてほしい。
- いろいろな意見を聴いて条例作りに役立ててほしい。

京都府男女共同参画推進条例（仮称）
の制定に向けての提言

2003年（平成15年）9月
京都府女性政策推進専門家会議

（事務局）京都府府民労働部女性政策課
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入
TEL.075-414-4291 FAX.075-414-4293